

○ 自動車の保管場所証明事務等の取扱要領の制定について

(令和8年3月10日付け香交規第30号)

自動車の保管場所証明事務等については、「自動車の保管場所証明事務等の取扱要領の制定について」(令和7年3月24日付け例規香交規第44号。以下「旧例規」という。)に基づき適正な運用を図ってきたところであるが、この度、「規制改革実施計画」(令和7年6月13日閣議決定)において、保管場所証明に係る申請書類を統一することが盛り込まれ、警察庁において欄外記載事項及びその記載場所を含め、申請書類の様式の統一が示されたことから、新たに別添とおおり「自動車の保管場所証明事務等の取扱要領」を定め、令和8年3月10日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

自動車の保管場所証明事務等の取扱要領

第1 目的

この要領は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号。以下「政令」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第24号。以下「細則」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程（平成12年香川県警察本部告示第6号。以下「規程」という。）の規定に基づき、署長が行う自動車保管場所証明及び保管場所の届出の取扱いについて必要な事項を定め、その適正を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この要領における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

1 自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第2条第2項に規定する自動車（二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車を除く。）であり、かつ、自家用自動車であるものをいう。

2 軽自動車

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する軽自動車（二輪の軽自動車を除く。）であり、かつ、自家用自動車であるものをいう。

3 自動車の保有者

法第2条第2号に規定する保有者で、「自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するもの」をいう。通常、自家用自動車の所有者、自動車運送事業者、レンタカー業者又はリース形態の場合の自動車の貸借人がこれに該当する。

4 自動車の使用の本拠の位置

原則として、自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地をいい、具体的には、自動車を運行の用に供する拠点として使用し、かつ、自動車の使用の管理をする実態を備えている場所をいう。

「使用の本拠の位置」となり得るためには現実に居住又は営業の実態があることが条件であるため、居住又は営業の実態があれば住民登録や法人登記の有無は問わない。

なお、大型キャンピングカー、キャンピングトレーラー及びボートトレーラーについては、保有者の所在地以外の場所であっても、第三者による厳格な保管管理が行われている管理地等の施設に自動車が保管されている場合には、当該施設を使用の本拠の位置とすることができる。

5 保管場所

車庫、空き地、その他自動車を通常保管するための場所をいい、政令第1条各号に掲げる全ての要件を備えたものをいう。

6 道路

法第2条第4号に規定する道路をいう。

7 書面申請

法第4条第1項の書面の交付を受けるための申請をいう。

8 電子申請

法第4条第1項ただし書の規定により、申請者が、署長に対して、前記7の書面に

相当するものとして国土交通省四国運輸局香川運輸支局（以下「運輸支局」という。）に通知すべきことを申請することをいう。

第3 自動車保管場所証明の対象自動車

- 1 自動車保管場所証明を必要とする自動車
 - (1) 新規登録をする自動車
車両法第4条に規定する新規登録に係るもの
 - (2) 変更登録をする自動車
車両法第12条に規定する変更登録に係るもの（使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。）
 - (3) 移転登録をする自動車
車両法第13条に規定する移転登録に係るもの（使用の本拠の位置の変更を伴うものに限る。）
- 2 自動車保管場所届出の対象自動車
 - (1) 運送事業用自動車（軽自動車を含む。）を、使用の本拠の位置を変更せず、自家用自動車として引き続き運行の用に供するもの
 - (2) 次に掲げる軽自動車で、政令附則第2項第2号に規定する地域（平成12年6月1日現在の高松市の区域をいう。以下「軽自動車適用地域」という。）に使用の本拠があるもの
 - ア 新規に運行の用に供する軽自動車
 - イ 軽自動車適用地域以外の地域から軽自動車適用地域内に使用の本拠の位置を変更した軽自動車で、かつ、保管場所の位置を変更したもの
 - ウ 使用の本拠の位置が平成12年6月1日前から軽自動車適用地域に使用の本拠を有して運行の用に供している軽自動車で、かつ、同日以降に所有者を変更したものの
- 3 自動車保管場所変更届出の対象自動車
前記1又は2(1)に該当する自動車及び前記2(2)に該当する軽自動車で、使用の本拠の位置を変更せず、保管場所の位置を変更したもの

第4 自動車保管場所申請等に必要書類

- 1 自動車保管場所証明申請又は自動車保管場所届出（以下「申請等」という。）に必要な関係書類は次表に掲げるとおりである。

種 別	関係書類（申請書等の様式）
保管場所証明申請	自動車保管場所証明申請書（規程別記様式第1号）
保管場所届出	自動車保管場所届出書（新規・変更） （規程別記様式第2号）
保管場所変更届出	
保管場所証明書再交付申請	自動車保管場所証明申請書（規程別記様式第1号）

- 2 添付書類
 - (1) 添付書類
 - ア 保管場所使用権原疎明書（自認書）（規程別記様式第3号）
土地又は建物を保管場所として使用する場合に必要とする。ただし、登記簿、固定資産税証明、納税証明等の疎明書面の提出がない場合に限る。
 - イ 保管場所使用承諾証明書（規程別記様式第4号）
 - (ア) 他人の使用する土地又は建物を保管場所として使用する場合に必要とする。ただし、駐車場賃貸借契約書、駐車場使用料金領収書等の疎明書面の提出がない場合に限る。
 - (イ) 他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合に必要とす

る。この場合において、土地又は建物を共有している者全員が、作成又は連名するものとする。

ウ 保管場所の所在図・配置図（規程別記様式第5号）

(ア) 所在図

使用の本拠の位置及び保管場所の位置並びに距離関係、周囲の著名な目標物、道路等を明記させること。また、別紙として、地図の写しを添付する場合には、使用の本拠の位置及び保管場所の位置を明記させること。

(イ) 配置図

保管場所、周囲の建物、空き地、道路等のほか、保管場所の平面の寸法及び道路の幅員を明記させること。

また、シャッターの有無欄は、当該保管場所にシャッター等の遮蔽物が設けられている場合は「有」、設けられていない場合は「無」に、それぞれ丸印を付させることとするが、本欄に丸印等が付されていない場合であっても、申請等は受理すること。

エ その他

法第12条の規定により必要と認める資料及び書面とするが、申請書等及び添付書面が揃い、必要事項が記載されている形式的要件を満たす場合には、当該申請等を受理しなければならないが、例えば、申請者の住所地と自動車の使用の本拠の位置が異なる場合であっても、その理由を確認するための書面の提出又は提示がないことを理由に不受理としないこと。

この場合において、住所地と自動車の使用の本拠の位置が異なる理由を確認する必要があるときは、申請者に口頭又は電話等で確認し、警察側で記録化するなど、申請者に過度な負担を求めないこととするが、申請者が任意に疎明する書面を添付してきたときは、これを受領すること。

その上で、自動車の使用の本拠の位置の真正性に疑義が残る場合等は、当該申請書等を受理した後に、法第12条の規定に基づく報告又は資料の提出を求めること。

なお、報告又は資料の提出を求める書面としては、例えば、次のようなものが考えられる。

(ア) 申請者・届出者の住所又は自動車の使用の本拠の位置を確認するための書面

- ・住民票の写し
- ・印鑑証明書
- ・電話料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収書等

(イ) 保管場所として使用する権原を有するかどうか確認するための書面

- ・当該土地又は建物の登記簿、固定資産台帳等の謄抄本又はその写し
- ・当該土地又は建物の所在地及びその所有者が記載されている市町長の発行する固定資産評価額証明書、公課（公租）金証明書等

(2) 留意事項

ア 添付書類の省略

同一の保管場所について2台以上の自動車を保管することを内容とする申請等が同時になされたときは、その件数にかかわらず前記(1)の添付書類は1部とすることができる。

イ 保管場所使用承諾証明書の作成日、駐車場の名称等

(ア) 前記(1)イに掲げる保管場所使用承諾証明書は、申請日前のおおむね3月以内に作成され、かつ、申請日当日に使用権原を有しているものであること。また、当該使用承諾証明書に記載されている保管場所の使用期

間は、申請日から起算しておおむね1月以上有効なものであること。

(イ) 保管場所使用承諾証明書の「駐車場の名称」、「駐車位置番号」は、当該駐車場の名称が客観的に明らかな場合等に記載させることとするが、本欄に記載がない場合であっても、申請等は受理すること。

ウ 所在図の記載省略

次のいずれかに該当する場合には、所在図の記載を省略することができる。

(ア) 自動車の買換え等の場合で、自動車の使用の本拠の位置が旧自動車（申請者が所有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請等に係る保管場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(イ) 自動車の使用の本拠の位置が申請に係る保管場所の位置と同一であるとき。ただし、保管場所付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要と認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

第5 書面申請に係る保管場所証明等の事務処理

1 自動車保管場所証明申請書及び自動車保管場所届出書の受理等

(1) 証明申請書等の点検、受理等

自動車保管場所証明申請書及び自動車保管場所届出書（以下「証明申請書等」という。）に係る書類の提出を受けたときは、関係書類の記載事項の誤り、記載漏れ、書類の不備等のほか、次の点に留意して点検した上、受付印を押印すること。

なお、申請書類の記載事項の不備、添付書面の不備等形式上の要件に適合しない申請については、補正に必要な相当の期間を定めて申請書類の補正を求めること。

ア 証明申請書等及び保管場所使用権原疎明書（自認書）については、個人に係る申請の場合には記名又は署名、法人に係る申請の場合には法人の名称及び代表者の氏名が記載されていること。

イ 行政書士又は行政書士法人（以下「行政書士」という。）が作成し、提出した書面については、当該行政書士の記名及び職印の押印がなされ、当該行政書士が、委任状により代理権を有しているものであること。

ウ 証明申請書等の様式、記載内容及び通数が適正であること。ただし、次に掲げる書類は有効なものとして取り扱うものとする。

(ア) 新規購入等の理由により自動車の車台番号が特定できないため、車台番号欄が空欄のまま提出された自動車保管場所証明申請書（車台番号が記入されない間は自動車保管場所証明書（規程別記様式第1号）の交付は行わないこと。）

(イ) 規則第1条第3項の規定に基づき、所在図記載欄が空白のまま提出された保管場所の所在図・配置図（同項ただし書の規定により記載の必要があると認める場合を除く。）

エ 申請に係る保管場所の位置を管轄する署長に対してなされたものであること。

オ 申請に係る保管場所の位置が道路以外の場所であること。

カ 証明申請書等の留意事項

証明申請書等の記載内容に関する留意点は、次のとおりである。

(ア) 保管場所の位置

住居番地を基準とするが、土地の地番を記載している場合も受け付けること。

なお、当該保管場所に複数地番が存在する場合は、原則として、最も若い地番を記載させること。

(イ) 使用権原欄

申請等に係る保管場所の所有者が、申請者本人であれば「自己」に、申請者以外であれば「他人」に、申請者を含む複数人の共有であれば「共有」に丸印を付させることとするが、本欄に丸印等が付されていない場合であっても、申請等は受理すること。

(ウ) 新規代替欄

申請等に係る保管場所に新規又は追加で申請等に係る自動車を保管する場合には「新規」に、申請等に係る保管場所に保管中である申請者等の自動車との入替えにより申請等に係る自動車を保管する場合には「代替」に、それぞれ丸印を付させることとするが、本欄に丸印等が付されていない場合であっても、申請等は受理すること。

(エ) 登録番号等欄

前記(ウ)の欄において代替を選択した場合には、代替される自動車の登録番号又は車両番号を「前車」欄に、申請等に係る自動車の登録番号（届出にあっては、登録番号又は車両番号）を「現車」欄にそれぞれ記載させ、前記(ウ)の欄において新規を選択した場合には、後記キ(ア)の場合を除き、「前車」、「現車」共に空欄のままとするが、前記(ウ)の欄において代替を選択した場合に本欄が空欄であっても、申請等は受理すること。

なお、登録処分を受けた後、申請者又は届出者（以下「申請者等」という。）の協力を得た通報により記載すること。

(オ) 連絡先

申請者又は行政書士等代理人の氏名、連絡先の電話番号等を記載させることとするが、本欄が空欄であっても、申請等は受理すること。

キ 届出書における留意事項

届出書の記載内容に関する留意点は、次のとおりである。

(ア) 軽自動車に係る届出の場合の特例

軽自動車に係る届出のうち、車両番号の指定の処分を受けてから届出を行う場合には、登録番号等欄の現車欄に車両番号の記載及び自動車検査証の写しの添付があれば、車台番号の記載がなくても受理すること。

(イ) 保有者が変更する場合の届出をするときの変更前の保管場所の位置欄の記載

保有者が変更する場合に、法第7条（法第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出をする届出者である新保有者は、変更前の保管場所の位置を知り得ないことがあり、この場合、変更前の保管場所の位置欄は空欄とすること。

(2) 証明申請書等の訂正

証明申請書等の記載事項に誤りがある場合は、次の要領で訂正すること。ただし、原則として、証明書交付後の訂正は認めないものとする。

ア 申請者等による訂正

誤りの箇所を二重取消線により削除した上、正しい内容を追記させること。

イ 代理人による訂正

行政書士の記名及び職印の押印がなされ、当該行政書士が、委任状により代理権を有している場合は、当該行政書士による前記アに準じた方法で訂正を認めること。

ウ 保管場所使用承諾証明書等の訂正

申請者以外が作成する保管場所使用承諾証明書等については、承諾者（

作成者) 本人に前記アに準じた方法で訂正を求めること。

エ 証明申請書等に前記ア及びイによる訂正を行った場合は、当該書面の提出を受けた後、署長の訂正確認として当該訂正箇所を公印を押印すること。

なお、明らかな誤字・脱字の類で審査要件に該当しない軽微な誤りについては、職権による訂正を行うものとし、この場合においても署長の訂正確認として公印を押印すること。

(3) 手数料の徴収

証明書交付申請手数料については、自動車保管場所証明申請書の提出を受けたときに、香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号。以下「手数料条例」という。）の規定に基づき、香川県証紙（以下「証紙」という。）により徴収すること。

なお、手数料条例第6条第1号に規定する申請は手数料免除となることに留意すること。

(4) 証明書交付予定日の教示

自動車保管場所証明申請書の提出を受けたときは、申請者に交付予定日を教示すること。この場合において、証明日からおおむね1月を経過したときは、運輸支局における証明書としての効力を失うこととなる旨を併せて教示すること。また、悪天候等により調査が延期になり交付が遅れる可能性があることも教示すること。

(5) 簿冊への登載

保管場所証明申請の受付を行ったときは、自動車保管場所証明申請受理簿（別記様式第1号）（以下「申請受理簿」という。）に、自動車保管場所届出（以下「保管場所の届出」という。）の受理を行った場合は自動車保管場所届出受理簿（別記様式第2号）（以下「届出受理簿」という。）に、それぞれ必要事項を記載すること。

(6) 保管場所の届出に関する留意事項

軽自動車を主な対象とする保管場所の届出受理時においては、特に次の点に留意すること。

ア 窓口での書面審査の徹底

保管場所の届出は、保管場所証明申請と同様に十分な書面の点検審査を行うこと。

なお、訂正がある場合は、前記(2)に準じた方法で訂正すること。

イ 警察行政手続オンライン化システムによる保管場所届出

警察行政手続オンライン化システム（以下「オンライン化システム」という。）による保管場所届出については、オンライン化システムで手続をした結果が自動車保管場所管理システム（以下「保管場所管理システム」という。）に反映されないため、届出を受理・審査する段階で、保管場所管理システムに当該届出情報を登録し、保管場所管理システムでの審査及び登録を確実にすること。

ウ システムエラーが発生した場合における対応

保管場所管理システムの運用上、二重申請等のエラーメッセージが出た場合であっても、書面上の要件を具備し、形式的要件を満たす場合には、有効な届出としてこれを受理すること。この場合において、届出者には二重申請等のエラー内容を説明した上で是正措置を講ずること。

第6 現地調査等

1 現地調査

署長は、保管場所証明に係る申請の受付を行ったときは、本部長が委託した者（以下「調査受託者」という。）に、申請事実を確認する現地調査を行わせるものとする。ただし、調査受託者の調査により難い事由がある場合には、職員にこれを行わせることとする。

なお、保管場所の届出については、原則として現地調査は行わず書面審査のみとするが、虚偽申請、二重申請等、署長が特に必要があると認める場合には、調査受託者又は職員に現地調査を行わせることができる。

2 現地調査の確認事項

現地調査において確認すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 自動車保管場所証明申請書等の記載内容と当該申請に係る保管場所の位置が合致していること。また、当該保管場所の名称、区画番号の有無及び当該保管場所の面積並びに普通自動車を基準とした総収容台数を確認すること。

なお、保管場所の種別については、次に掲げるとおりとする。

ア 貸車庫

月極駐車場、賃貸契約駐車場、借家の車庫その他他人の施設、又は土地と契約を結び駐車場として使用する場合を貸車庫とする。

イ 個人車庫

個人の申請者が自己所有する土地、建物に付随する車庫又は自己所有する車庫施設とする。所有者が異なっても同居する家族等が所有する場合は個人車庫とする。

ウ 空き地

広場、更地その他の空き地で明確な区画のなされていない駐車場等とする。この場合、当該空き地が申請者本人の所有に係るか否かは問わない。

エ その他

マンション等の賃貸集合住宅に付随して契約する駐車場又は会社、事業所、店舗等の駐車場その他上記アからウまでに該当しない保管場所とする。

- (2) 保管場所と使用の本拠の位置との距離、当該保管場所の大きさ等が、政令第1条各号に掲げる保管場所の要件をすべて満たしていること。

具体的には、次のとおりである。

- ア 当該自動車の使用の本拠の位置と保管場所との間の距離が、直線で2キロメートルを超えないものであること。ただし、離島等に居住し、通勤等のため勤務先の最寄りの港付近に保管場所を設けるなど、署長がやむを得ない理由として特に認める場合はこの限りでない。

- イ 当該自動車を法令の規定により通行することができないこととされる道路以外の道路から支障なく出入りさせ、かつ、その全体を収容することができるものであること。

なお、政令第1条第2号の解釈は、次のとおりとする。

- (ア) 「法令の規定により通行することができないこととされる道路以外の道路」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第8条に規定する通行の禁止の規制及び車両制限令（昭和36年政令第265号）による自動車の通行の制限に抵触する場合などを示す。ただし、公安委員会が規制の対象から除外し、又は署長がやむを得ない理由であると認めて通行を許可し、当該申請に係る自動車の通行が認められる場合は除く。

- (イ) 「道路から当該自動車を支障なく出入りさせ」とは、道路から保管場所までの間、障害物等で遮られることなく出入りさせることができることを示す。

- (ウ) 「その全体を収容することができるものであること」とは、保管場所の大きさについて、当該自動車の全体を収容できなければならない旨を示す。
- (3) 二重申請でないこと及び当該保管場所が保管場所以外の目的に使用されず常に保管場所としての空間が確保されていること。また、立体駐車場等の場合はその構造が堅牢で、倒壊、破損等のおそれがないこと。
- (4) 当該保管場所に通じる道路の幅員が、当該自動車が行き来できる幅員を有すること。
- (5) 使用の本拠としての実態が存在すること。
使用の本拠としての実態を確認すること。原則として、調査日当日に個人の場合は居住の実態、法人等の場合は営業の実態が無いときは使用の本拠として認めないこと。
なお、現地調査で使用の本拠としての実態が確認できない場合は、申請者に対し書面等の提出を求め補充すること。
- (6) 当該自動車の保有者が、当該自動車の保管場所として使用する権原を有するものであること。

「保管場所として使用する権原を有する」とは、保管場所として使用する土地又は建物について、申請者が所有権、賃借権等の権利を有することを意味する。

3 現地調査上の留意事項

- (1) 現地調査を行う者は、現地調査を行う場合において、他人の土地又は建物に立ち入る必要があるときは、事前に、所有者、管理者等に身分及び目的を告げるとともに、身分証明書を提示すること。
なお、職員が調査する場合は、警察手帳等を提示すること。
- (2) 現地調査は、原則として、申請者、自動車の保管場所の使用承諾者又はその同居の親族等の了解及び立会いを得て行うこと。この場合においても事前にこれらの者に対して身分証明書等を提示し、身分を明らかにすること。
- (3) 悪天候等により現地調査の実施に具体的危険が予想される場合には、現地調査の延期を検討すること。

4 結果報告

現地調査を行った者は、当該調査の結果について、署長に対し、自動車保管場所確認業務報告書（別記様式第3号）（以下「報告書」という。）により報告するものとする。

5 委託件数の確認

- (1) 署長は、調査受託者から月ごとに前月分の現地調査件数を確認業務処理件数確認書（別記様式第4号）により報告を受けること。
- (2) 前記(1)の報告を受けた署長は、申請受理簿等関係書類を点検し、委託件数の確認を行うものとする。

第7 書面申請に係る自動車保管場所証明書の交付

署長は、現地調査の報告書等に基づき、当該申請に係る保管場所が政令第1条各号に掲げる保管場所の要件の基準に適合すると認めた場合は、次の方法により、速やかに自動車保管場所証明書を交付すること。

- 1 証明日は、現地調査実施後、報告書等に基づいて事実を確認し、決裁を終えた日とすること。
- 2 自動車保管場所証明申請書は、証明日から1月を経過したものについては、運輸支局における証明書としての効力を失うこととなるため、交付しないこと。
- 3 自動車保管場所証明書を交付する場合は、受領者の氏名を確認して、申請受理簿に交付日及び受領者の氏名を記載すること。

第8 書面申請に係る自動車保管場所証明書の再交付

規程第5条に規定する再交付の手続は、次のとおりとする。ただし、当該保管場所証明の証明日から起算して1月以内のものに限り受け付けるものとし、添付書面は不要とする。

1 再交付申請の提出書類

- (1) 自動車保管場所証明申請書（規程別記様式第1号）2通
- (2) 再交付の理由が汚損又は破損の場合は、先に交付した自動車保管場所証明書（規程別記様式第1号）

2 再交付申請の受付及び再交付

再交付申請の受付を行ったときは、既存資料等により先に交付の事実を確認するとともに、次の方法により自動車保管場所証明書を作成し、申請者に交付すること。

- (1) 自動車保管場所証明申請書の申請日は、先に受付をした日と同一日とし、記載内容も先に交付した自動車保管場所証明書の内容と同一とする。
- (2) 自動車保管場所証明申請書の受理番号、証明番号及び交付年月日は、先に交付した自動車保管場所証明書の内容と同一とする。
- (3) 再交付申請の受付及び再交付を行ったときは、先に交付した内容を記載した申請受理簿の同一箇所に、「〇月〇日〇〇のため再交付」と朱書し、その経緯を明らかにするとともに、受領者等の氏名を確認し、併せて記載すること。
- (4) 再交付については、手数料を徴収しないこと。

第9 保管場所証明申請の取下げがあった場合の取扱い

自動車保管場所証明申請書の受付をした後、自動車保管場所証明書を交付するまでの間に申請者等から申請の取下げの申出があった場合は、現地調査、決裁等の前後を問わず、次の手続により処理するものとする。

1 取下げの手続

申請者等から取下げ事由を聴取し、申請受理簿に「〇月〇日〇〇のため取下げ」と朱書し、その経緯を明らかにしておくこと。

2 申請書類等の返還

申請書類等については、自動車保管場所証明申請書の正本、副本及び報告書を除いた関係書類を返還すること。ただし、申請者がその返還を求めない場合及び電子申請に係るものは、この限りでない。

なお、関係書類を返還した場合は、受領者の氏名を確認し、申請受理簿に返還日及び受領者の氏名を記載すること。

3 手数料

証明申請に徴した証紙は、手数料条例第5条の規定により還付しないこと。

第10 郵送による保管場所届出の取扱い

- 1 届出者が自動車保管場所届出書（以下「届出書」という。）を郵便により送付することを希望するときは、届出書を署に持参する場合に準じて取り扱うものとし、次の手続によること。

(1) 届出を行おうとする者に対し、

- ア 自動車保管場所届出書（新規・変更）
- イ 保管場所使用権原疎明資料
- ウ 保管場所の所在図・配置図
- エ 返信用はがき（届出者の住所・氏名を記したもの）

を自動車の保管場所の位置を管轄する署長に郵送するよう指導すること。

なお、封書の表面には「保管場所届出」と朱書するよう指導すること。

(2) 届出書を受理した場合の措置

書面審査の結果、内容に不備がない場合は、届出者に対し、当該届出に係る保管場所標章の交付手続のため来署を求める旨を記載したはがき「自動車保管場所届出についてのお知らせ」（別記様式第5号）（以下「案内はがき」という。）を送付し受理した旨を伝え、届出受理簿に取扱状況を記載すること。

(3) 届出書を不受理とした場合の措置

届出書その他郵送を受けた書類の内容に誤りや不備がある場合は、不受理とし、届出者に対してその理由及び訂正を求める旨を記載した案内はがきを送付すること。

なお、不受理とした届出については、届出者の来署時に先に送付した案内はがきの提示を受け、窓口で当該届出書等の訂正を求めること。

2 郵送による届出の事務処理上の留意事項

(1) 郵送による取扱制度は、届出に限定されていることから、届出者が誤って自動車保管場所証明申請書を郵送してきた場合は、申請者に連絡の上、郵送等により返還し、再提出させること。

なお、誤って郵送されてきた自動車保管場所証明申請書は、届出者に返還するまでの間、確実な保管に努めること。また、誤って証紙を同封してきた場合は、交通課長等に報告の上、署の金庫において保管する措置を講じること。

(2) 署長は、届出者が署の管轄を誤って届出書等を郵送してきた場合は、当該届出に係る保管場所の位置を管轄する署長に転送すること。この場合において、届出書等を転送し、及び受領したそれぞれの署長は、届出受理簿に必要事項を記載し、そのてん末を明らかにしておくこと。

(3) 返信用はがきが届出書等に同封されていない場合は、電話等により通知すること。この場合において、通知に要した費用の徴収は行わないこと。

(4) 届出者が案内はがきを持参しなかった場合は、自動車運転免許証等により身元の確認を行うこと。

第11 書面申請に係る保管場所証明申請等の拒否手続

規程第4条に定める証明の拒否の手続は、次のとおりとする。

1 処分理由の提示等

署長が当該証明を拒否する場合、行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項の規定により、当該処分の理由を書面で示すとともに、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求の方法及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定による取消訴訟の方法に関する教示文（別記様式第6号）を申請者等に対し交付すること。ただし、法に定められた保管場所の要件又は公にされている審査基準により、当該申請がこれらに適合しないことが証明申請書等から明らかであるときは、口頭により処分理由を示し、教示文は申請者等から求められた場合に交付するものとする。

2 拒否の手続

自動車保管場所証明申請書の正本及び副本の右上部欄外に「不可」と朱書し、更に正本の右下部欄外に「〇月〇日〇〇のため拒否 〇〇警察署長」と記載の上、公印を押印し、申請者等に交付すること。また、申請受理簿にはその旨を簡記して経緯を明らかにするとともに、受領者の氏名を確認して、交付日及び受領者の氏名を記載すること。

3 申請書類等の返還

申請書類等については、自動車保管場所証明申請書の副本及び報告書を除いた関係書類を返還すること。

4 手数料

証明申請に徴した証紙は、手数料条例第5条の規定により還付しないこと。

第12 電子申請に係る自動車の保管場所証明事務

1 電子申請による受理

- (1) 電子申請の受付は、OSS警察共同利用型システム（以下「OSSシステム」という。）により行い、申請者が自動車保管場所証明書交付申請手数料を納付した後に受信する自動車保管場所証明申請書、所在図、配置図、権限書面等を確認して受理することとする。
- (2) 電子申請に係る保管場所の位置を管轄する署に対してなされたものであることを確認するとともに、他の署の管轄区域内にあるときは、当該署に転送するものとする。
- (3) 証明申請書の内容に不備がないか点検し、不備があるときは、OSSシステムに指導事項を入力して、申請者に対し、補正事項を通知するものとする。
なお、保管場所証明通知送信後には訂正ができない点に留意すること。
- (4) 電子申請受理時に車台番号が特定されていないときは、現地調査等により問題がなく、証明可手前となった段階において、OSSシステムを使用して車台番号の取得を申請者に依頼するものとする。この場合において、(3)により補正すべき事項を通知したときは、当該通知に係る補正がなされた後に依頼すること。

2 保管場所管理システムの利用

証明申請書類の出力から現地調査までの手続は、書面申請の場合に準じ、保管場所管理システムを使用して手続を行うこととする。

なお、保管場所管理システムに仮登録する際の整理番号については、電子申請の受理番号を入力すること。

3 保管場所証明書の証明通知

署長は、現地調査の報告書等に基づき、当該申請に係る保管場所が政令第1条各号に掲げる保管場所の要件の基準に適合すると認めた場合は、次の方法により、速やかに証明通知を行うものとする。

(1) 証明の通知

OSSシステムにより、証明可の情報に署長の電子署名を付してOSSシステムにより運輸支局に送信すること。

(2) 通知所要日数

証明通知は、電子申請が到達した日から7日（土日・休日の日数は、算入しない。）以内に行うものとする。ただし、補正すべき事項がある場合及び車台番号が入力されていない場合は、この限りでない。

4 証明通知を行わない場合の措置

次のいずれかに該当し、証明通知を行わないときは、申請者に対し、OSSシステムを使用して証明通知を行わない旨を署長の電子署名を付して通知しなければならない。

当該処分の理由及び審査請求の通知等の内容については、第11の1に規定する書面申請の場合に準ずる。

- (1) 現地調査により保管場所が確保されていると認めることができないとき。
- (2) 前記1(3)により補正すべき事項を通知した場合において、当該通知をした日から起算して7日（土日・休日の日数は、算入しない。）以内に適切な補正がなされなかったとき。
- (3) 前記1(4)により車台番号の取得を依頼した場合において、当該依頼をした日の翌日から起算して30日以内に車体番号の特定がなされなかったとき。

第13 保管場所証明事務等に関する留意事項

1 未交付の書類の長期滞留の防止

申請者等の中には、一旦申請等を行ったものの、何らかの事情等により、自動車保管場所証明書の受領に来署しない場合があるが、この種の事案の未然防止のため、一定期間を過ぎたときは申請者等に電話連絡等を行うとともに、交通課長等の幹部は定期的に未交付の自動車保管場所証明書の管理状況をチェックし、これら書類等の長期滞留の防止措置を講じること。

2 保管場所管理システムの適正な運用

保管場所管理システムの運用に当たっては、保管場所情報の登録、修正及び削除を確実にを行い、適正なデータの保守管理に努めるとともに、常に保管場所等の資料を整備し、適正な保管場所の実態把握に努めること。

(別記様式第1号～第4号 省略)

年 月 日
警 察 署

自動車保管場所届出についてのお知らせ

様

- 自動車保管場所届出受理のお知らせ
自動車保管場所届出を受理しました。
- 届出の不受理についてのお知らせ
下記○印のものが不備のため、受理できません。
- 1 自動車保管場所届出書
□ 記載誤り □ その他（ ）
 - 2 保管場所使用権原疎明資料
□ 自認書 □ 駐車場契約書の写し □ 使用承諾書
□ 期限切れ □ その他（ ）
 - 3 保管場所の所在図・配置図
 - 4 その他（ ）
- 不備な書類を用意し、次のものを用意して 警察署受付まで至急おいでください。
- ※ 持ってくるもの
このはがき

警察署交通課

担当者

電話

内線

注) 受付時間は、月～金曜日（祝日、年末年始などの閉庁日は除きます。）
の午前8時30分から午後5時15分までです。

教 示 文

この処分について不服があるときは、香川県公安委員会に対し、この処分を受けた日の翌日から起算して3月以内に、審査請求をすることができます。（なお、処分の通知を受けた日から3月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表するものは香川県公安委員会となります。）提起することができます。（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。